

市町村の相談・支援窓口（県央地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
千葉市	総合相談	千葉市 子ども・若者総合相談 センターLink (健全育成課)	電話:050-3775-7007 月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00 住所:千葉市美浜区高浜2-1-16 千葉市こころの健康センター内	千葉市在住の 30歳代までの 子ども・若者と その家族	◎	◎	◎	委託	・電話相談、来所相談(予約制)、訪問相談(予約制)、出張相談、関係機関等への同行支援を実施。 ・必要に応じ、他の適切な機関へのつなぎ(リファー)を行う。
		東部児童相談所	【管轄区域:中央区、若葉区、緑区】 電話:043-277-8820 FAX:043-278-4371 住所:千葉市美浜区高浜3-2-3 メール:jidosodan.ECG@city.chiba.lg.jp 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:45～17:30 ・緊急のご相談は24時間・365日受付 (子ども電話相談)電話:043-279-8080 月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～16:30	18歳未満の 児童とその 保護者	◎	◎	△	直営	子どもに関するあらゆる問題について相談を受付。内容によっては、適切な他機関を紹介する。
		西部児童相談所	【管轄区域:花見川区、稲毛区、美浜区】 電話:043-277-8821 FAX:043-278-4371 住所:千葉市美浜区高浜3-2-3 メール:jidosodan.WCG@city.chiba.lg.jp 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:45～17:30 ・緊急のご相談は24時間・365日受付 (子ども電話相談)電話:043-279-8080 月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～16:30		◎	◎	△	直営	
ひきこもり	千葉市 子ども・若者総合相談 センターLink (健全育成課)	電話:050-3775-7007 月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00 住所:千葉市美浜区高浜2-1-16 千葉市こころの健康センター内	千葉市在住の 30歳代までの 子ども・若者と その家族	◎	◎	◎	委託	・電話相談、来所相談(予約制)、訪問相談(予約制)、出張相談、関係機関等への同行支援を実施。 ・必要に応じ、他の適切な機関へのつなぎ(リファー)を行う。	
	千葉市 ひきこもり 地域支援センター (精神保健福祉課)	電話:043-204-1606 住所:千葉市美浜区高浜2-1-16 千葉市こころの健康センター内 月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00	千葉市在住の ひきこもり状態 にある方及び その家族等 (年齢制限なし)	◎	◎	◎	委託	・ひきこもり当事者及びその家族等に対し、様々な面からの相談・支援を実施。 必要に応じて、家庭訪問や関係機関等への同行支援を行う。	
不登校	教育センター	電話:043-255-3702(相談) 月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00 住所:千葉市稲毛区轟町3-7-9 来所相談:月～金(祝日、年末年始を除く) 9:30～16:30(50分間 要予約) 医療相談:木(祝日、年末年始を除く) 9:00～11:30(40分間 要予約) 家庭訪問相談員の派遣:週1回(2時間程度 学校からの要請で派遣)	電話・来所・ 医療相談は、 千葉市在住の 幼児・児童・ 生徒および高 校年齢の青少 年。 家庭訪問 相談員の派遣 は、千葉市立 小中学校在籍 児童生徒。	◎	◎	◎	直営	・不登校等の学校生活への不適應に関する相談。	
	教育相談ダイヤル24 (教育委員会教育支援課)	電話:0120-101-830(千葉市内のみ) 24時間対応	児童生徒とその 保護者	◎	×	×	直営 委託	・不登校やいじめ問題などの悩みの相談	
発達障害	発達障害者支援 センター (障害者自立支援課)	電話:043-303-6088 住所:千葉市美浜区高浜4-8-3 千葉市療育センター内 月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00	千葉市在住の 発達障害児・者 とその家族・支 援者	◎	◎	◎	委託	・相談支援、発達支援、就労支援。 ・関係者等への助言	
障害相談	養護教育センター	電話:043-277-1199 住所:千葉市美浜区高浜3-2-3 月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00	市内在住の6歳 ～15歳(学齢) 児童生徒及び その保護者/ 学校職員、就 学相談の園児 (年長)及び その保護者	◎	◎	◎	直営	・障害等のある児童生徒の学習や友達関係の悩みの相談 ・悩みがある児童生徒が在籍する学校を訪問し、管理職や教職員へのサポートも実施。 ・幼児やその保護者の就学への不安についての相談	

市町村の相談・支援窓口（県央地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
千葉市	障害相談	障害者相談センター	電話:043-209-8823(相談) 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:30 住所:千葉市中央区千葉寺町1208-2 千葉市ハーモニープラザ内 来所相談:月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:30(原則予約制)	18歳以上の 身体障害者・ 知的障害者 及びその家族 や施設関係者	◎	◎	○	直営	・18歳以上の身体・知的の障害のある方に、社会的・医学的・心理学的・職能的見地から相談・判定・指導を実施。(原則予約制。医師による相談は完全予約制)
	心の健康	こころの健康センター	電話:043-204-1582 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:30 住所:千葉市美浜区高浜2-1-16	市内、在住・在 勤・在学	◎	◎	△	直営	精神保健福祉相談を実施 ・保健師、心理判定員、精神保健福祉士、相談員が、電話・来所相談を実施。 (来所は原則予約制) ・医師による来所相談、は完全予約制で実施。
		千葉市こころの電話 (こころの健康 センター)	電話:043-204-1583 月～金(祝日、年末年始を除く) 10:00～12:00、13:00～17:00	市内、在住・在 勤・在学	◎	×	×	委託	・精神保健福祉に関する傾聴の電話。
児童虐待	東部児童相談所	【管轄区域:中央区、若葉区、緑区】 電話:043-277-8820 FAX:043-278-4371 住所:千葉市美浜区高浜3-2-3 メール:jidosodan.ECG@city.chiba.lg.jp 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:45～17:30 ・緊急のご相談は24時間・365日受付 (子ども電話相談)電話:043-279-8080 月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～16:30	18歳未満の 児童とその 保護者	◎	◎	△	直営	子どもに関するあらゆる問題について相談を受付。内容によっては、適切な他機関を紹介する。	
	西部児童相談所	【管轄区域:花見川区、稲毛区、美浜区】 電話:043-277-8821 FAX:043-278-4371 住所:千葉市美浜区高浜3-2-3 メール:jidosodan.WCG@city.chiba.lg.jp 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:45～17:30 ・緊急のご相談は24時間・365日受付 (子ども電話相談)電話:043-279-8080 月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～16:30		◎	◎	△	直営		
生活困窮	生活自立・仕事相談 センター中央 (保護課)	電話:043-202-5563 FAX:043-221-3370 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:30 住所:千葉市中央区中央4-5-1 きぼーる15階 (メール)soudan-chu@chiba-shakyo.jp	現に経済的に 困窮し、最低限 度の生活を維持 することができ なくなるおそれ のある方で、 千葉市内に居 住する方 (ただし、生活 保護受給中の 方を除きます)	◎	◎	◎	委託	・日々の生活で悩みを抱える方に、さまざまな角度から原因を探り、アドバイスを実施。生活再建に向けた取り組みを支援。 ・来所することができない方などには、訪問相談にも応じる。相談無料。	
	生活自立・仕事相談 センター花見川 (保護課)	電話:043-307-6765 FAX:043-307-6766 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:30 住所:千葉市花見川区瑞穂1-1 花見川保健福祉センター内1階 (メール)hanamigawa-soudan@uwnchiba.net		◎	◎	◎	委託		
	生活自立・仕事相談 センター稲毛 (保護課)	電話:043-207-7070 FAX:043-207-7072 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:30 住所:千葉市稲毛区穴川4-12-4 稲毛保健福祉センター内1階 (メール)soudan@jigyoudan.com		◎	◎	◎	委託		
	生活自立・仕事相談 センター若葉 (保護課)	電話:043-312-1723 FAX:043-312-6403 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:30 住所:千葉市若葉区貝塚2-19-1 若葉保健福祉センター内3階 (メール)wakaba@jigyoudan.com		◎	◎	◎	委託		

市町村の相談・支援窓口（県央地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
千葉市	生活困窮	生活自立・仕事相談センター緑(保護課)	電話:043-293-1133 FAX:043-291-1899 月～金(祝日、年末年始を除く)8:30～17:30 住所:千葉市緑区鎌取町226-1 緑保健福祉センター内2階 (メール)midori@npo-link.com	現に経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある方で、千葉市内に居住する方(ただし、生活保護受給中の方を除きます)	◎	◎	◎	委託	・日々の生活で悩みを抱える方に、さまざまな角度から原因を探り、アドバイスを実施。生活再建に向けた取り組みを支援。 ・来所することができない方などには、訪問相談にも応じる。相談無料。
		生活自立・仕事相談センター美浜(保護課)	電話:043-270-5811 FAX:043-270-5812 月～金(祝日、年末年始を除く)8:30～17:30 住所:千葉市美浜区真砂5-15-2 美浜保健福祉センター内3階 (メール)soudan-mihama@chiba-shakyo.jp		◎	◎	◎	委託	
	非行犯罪被害	千葉県警察千葉市警察部	・相談サポートコーナー 電話:043-227-9110 月～金(祝日を除く)8:30～17:15 ・警察相談(中央署)電話:043-244-0110(東署)電話:043-233-0110(西署)電話:043-277-0110(南署)電話:043-291-0110(北署)電話:043-286-0110 ・少年に関する相談(ヤング・テレホン)電話:0120-783497(ナヤミョクナル)月～金(祝日を除く)9:00～17:00 ・女性相談窓口(電車内や駅など鉄道施設での痴漢や盗撮などの女性被害相談)電話:0120-048224(マヨワズツウホウ)24時間対応 ・性犯罪110番 電話:043-223-0110 24時間対応	千葉市在住 年齢不問	◎	◎	×	直営	・相談サポートコーナー…犯罪被害・警察全般の活動に関する相談 ・警察相談…犯罪等による被害の未然防止等に関する相談 ・少年に関する相談 ・女性相談窓口(千葉県警本部鉄道警察隊女性相談所) ・性犯罪110番
	非行いじめ不登校	千葉県青少年サポートセンター	(中央区・稲毛区)中央 電話:043-245-3700 住所:千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター8F (若葉区)東分室 電話:043-237-5411 住所:千葉市若葉区千城台西2-1-1 千城台市民センター2F (美浜区)西分室 電話:043-277-0007 住所:千葉市美浜区高浜3-1-3 千葉市教育会館2F (緑区)南分室 電話:043-293-5811 住所:千葉市緑区おゆみ野3-15-2 鎌取コミュニティセンター等複合施設1F (花見川区)北分室 電話:043-259-1110 住所:千葉市花見川区花見川3-31-103 花見川市民センター等複合施設1F いずれも月～金(祝日、年末年始を除く)9:00～17:00	市内在住の20歳未満の青少年及びその関係者	◎	◎	×	直営	・電話・来所相談…学校に行きたがらない、いじめや友人関係が心配、夜遊びや煙草等を吸っているなど、青少年に関する相談。 ・サポート事業…不登校等の問題を抱える20歳未満の青少年を受け入れ、学習や生活習慣等を支援。
	DV	配偶者暴力相談支援センター(こども家庭支援課)	電話:043-245-5110 月～金 9:00～16:00(祝日、年末年始を除く) 住所:非公開	パートナーからの暴力の被害者	◎	◎	×	直営	・婦人相談員がDV等に関する相談を実施。
	女性のための相談	ハーモニー相談(男女共同参画センター・男女共同参画課)	電話:043-209-8771 火～金 10:00～20:00、 土・日 10:00～16:00(祝日、年末年始を除く) (まず相談日時の予約が必要) 住所:千葉市中央区千葉寺町1208-2	千葉市内在住・在勤・在学で様々な悩み等をかかえる女性	◎	◎	×	委託	・家庭や仕事、生き方や人間関係、心や体のことなど、相談者の心の整理を女性相談員がサポート。 ・初回は、電話相談のみ。 ・電話相談の後、希望により面接相談も可(予約制)。 ・面接相談の後、専門的なアドバイスが必要な方には、専門相談をご案内。 弁護士相談(月2回)・医師相談(月1回)(予約制)。

市町村の相談・支援窓口（県央地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
千葉市	男性のための相談	男性電話相談 (男女共同参画センター・男女共同参画課)	電話:043-209-8773 金 18:30~20:30 (祝日・年末年始を除く)	千葉市内在住・在勤・在学で様々な悩み等をかかえる男性	◎	×	×	委託	・家庭や仕事、生き方や人間関係、心や体のことなど、相談者の心の整理を男性相談員がサポート。 ・電話相談のみ。
	LGBT	LGBT電話相談 (男女共同参画課)	電話:043-245-5440 毎月第3日曜日14:00~18:00(相談日ごとに1人1回、1回30分まで)	千葉市内在住・在勤・在学のLGBT当事者及びその周囲の方	◎	×	×	委託	・日常生活でLGBT当事者やその周囲の方(家族・友人・先生・職場関係の方など)が抱える性自認や性的指向が関係する悩みなどの相談。 ・性の多様性について理解のある相談員が対応。 ・電話相談のみ。
市原市	総合相談	子ども・若者総合相談窓口 (青少年指導センター)	電話:0436-42-7001 月~金 9:00~16:00(祝日・年末年始を除く) 住所:市原市八幡海岸通1969-44 来所相談:要電話予約 (メール)i-mail24@abelia.ocn.ne.jp	市内在住の39歳までの方とその家族	◎	◎	△	直営	・子どもや若者からのさまざまな相談に対して必要な情報提供や助言、適切な専門機関への紹介などを行う。
	不登校	教育相談 (教育センター)	相談専用電話:0436-41-2825 月~金 9:00~16:00(祝日・年末年始除く) 住所:市原市八幡20番地	市内在住の小中学校児童生徒とその保護者	◎	◎	×	直営	・市内在住の小中学校児童生徒とその保護者を対象に、不登校等の電話相談と面接相談に対応。教育相談の後、本人の希望、状態に応じて適応指導教室(フレンド市原)への入級となる。 適応指導教室では、学習及び体験学習や校外学習等を実施。 ・相談費用は無料 ・適応指導教室の行事参加費及び教材費は徴収
		いじめホットライン (指導課)	電話:0436-22-9090 月~金 9:00~16:00(祝日・年末年始除く)	小中学生とその保護者	◎	△	×	直営	・不登校やその他の学生生活全般における悩み、いじめ相談等を実施
	若者の就労関係	個別就労相談 (商工業振興課)	電話:0436-23-9836(予約・商工業振興課) 原則月曜日実施(祝日・年末年始除く) インターネットでも予約可 https://logofarm.jp/form/bqjz/16067 開催場所:市原ワークプラザ個別相談コーナー 住所:市原市更級5-1-18 市原市勤労会館1階	市内在住の求職者・在職者	×	○	×	その他	・市原市勤労会館内にキャリアカウンセラーによる無料の相談窓口を設置し、面接の受け方やキャリア形成など、求職者や在職者の個々の状況に応じた就労支援の相談業務を実施。
	障害相談	特別支援教育相談 (教育センター)	相談専用電話:0436-41-2825 月~金 9:00~16:00(祝日・年末年始除く) 住所:市原市八幡20番地	小学校就学前児、市内公立小中学校在籍の児童・生徒とその保護者	◎	◎	×	直営	・小学校就学前児、市内公立小中学校在籍の児童・生徒とその保護者を対象として、特別な支援を要する幼児・児童・生徒の電話相談と面接相談に対応。
		障がい者職業相談 (商工業振興課)	対応時間:原則奇数月の第3水曜日実施 (祝日である場合はその前日) 電話:0436-23-9836(予約・商工業振興課) 開催場所:市原ワークプラザ個別相談コーナー 住所:市原市更級5-1-18 市原市勤労会館1階	就職を希望する障がい者及びその保護者	×	○	×	その他	・障がい者の就職を支援するため、千葉南公共職業安定所の専門相談員による、職業相談・職業紹介を実施。
	総合相談	福祉総合相談センター	電話:0436-23-7252 月~金8:30~17:15(祝日・年末年始を除く) 住所:市原市国分寺台中央1-1-1 市原市役所第1庁舎2階 (共生社会推進課内)		◎	◎	◎	直営	・世代や分野を問わない福祉の相談窓口として、適切な支援機関へのつなぎや調整を実施